◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成28年3月25日

新潟県教育委員会 委員長 外 山 迪 子

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者·管理者
有形文化財 (彫 刻)	木造地蔵菩薩立像 附 地蔵尊縁起1巻	1 躯	新発田市諏訪町2丁目4番17号	宗教法人宝光 寺
有形文化財 (考古資料)	佐渡貝塚群 (堂の貝塚・藤塚貝塚 ・三宮貝塚) 出土品	125点	佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館) 佐渡市西三川1070番地1 (旧西三川中学校体育館)	佐渡市
有形文化財 (考古資料)	保内三王山古墳群出土品	132点	三条市本町3丁目990番地1 (三条市歴史民俗産業資料館) 三条市上大浦670番地 (三条市市民部生涯学習課埋蔵 文化財調査室)	三条市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	新穂の山王祭	佐渡市上新穂1008番地	宗教法人日吉神 社